

# 新潟県 公民館月報

昭和54年11月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

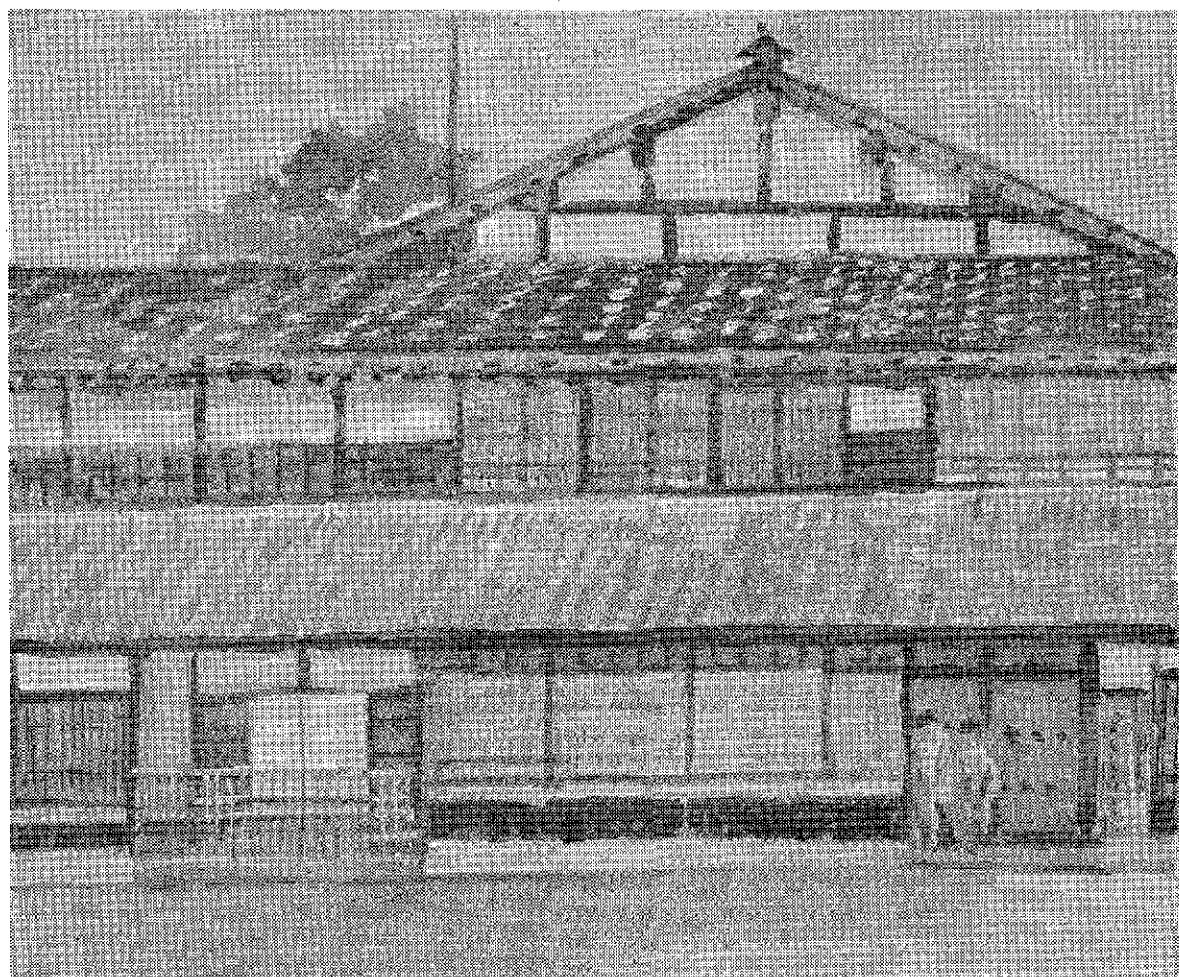
【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟

4094】

発行人 会長 石井耕一

編集人 事務局長 本田清

【定価1部 70円 年共・年額 840円】



重文 渡辺邸

現在の住宅は天明六年  
同七年の二回の火災にあ  
つて同年(一七八八)  
再築したものである。

周囲に濠をめぐらした  
一万平方メートルの敷地に一七  
〇〇平方米の大邸宅で玄  
関は国道一一三号線に面  
し内部は母屋を前後に貫通する  
大きな土間があり、茶の間、中  
茶の間、台所がその土間に面し  
て居りその内部構造は近所の一  
般民家の型式と同一ではあるが  
その規模及格式に於てよく豪農  
の特色を示している。

渡辺家の初代は村上藩主が松  
平大和守の時代郡奉行役をつと  
めたが、その後姫路へ国替えの  
際、家督を嗣子にゆずり寛文七年  
(一六六七)現在地下関村に  
土着した。そして二代より酒造  
業と廻船業を営み大阪と交易し  
幕末の頃までつづいた。

享保九年財政難に苦しんだ米  
沢藩に大名貸しとして發展し、  
藩財政の極悪期を補強し廢山施  
政の実をあげその功によって勘  
定頭格の待遇を受けるようにな  
った。土地集積も上杉鷹山施政  
の成功とともに返済金が順調に  
なると同時に膨張を見るようにな  
った。昭和二十九年三月國の  
重要文化財に指定

「絵」・小池俊造 関川村教育  
委員、関川村創立クラブ事務局

# 社会教育法施行30周年記念・特別事業 『公民館活動実践記録集』刊行の ための原稿募集要項

**1. 趣旨**

社会教育法が施行されてから30周年を迎えます。

当面する課題は山積しているとはいものの、公民館をめぐる諸条件は一步一步着実に改善されてきており、その役割的重要性についても、自他ともにいっそう認識を深めつつあるといえます。

このときにあたり新潟県内全市町村公民館活動のいっそうの充実と発展に資するとともに、内外の期待に応えるため「公民館活動実践記録集」を刊行し販布します。

**2. 主 催 新潟県公民館連合会****3. 「実践記録集」の内容と製本体裁**

- (1) 全市町村公民館の活動事例集 203ページ程度
- (2) 文部大臣賞(昭和36年度以降の受賞)の公民館の写真・平面図・事業・予算などの紹介 20ページ程度。
- (3) A5 260ページ カバー表紙つき

**4. 活動事例の原稿記述内容**

つぎのテーマを参考にして重点的・具体的に記述し、副題・小見出し等は随意につけてください。

具体的な記述例としては昭和50年4月号以降の新潟県公民館月報「実践記録シリーズ」等を参照してください。

## (1) 市町村公民館の設置運営に関する内容(例)

- 1 施設設備充実の実践例
  - 2 職員の拡充配置の実践例
  - 3 事業・予算・条例等充実の実践例
- (2) 公民館の特定の事業実施に関する内容(例)
 

1 青少年教育	2 婦人教育	3 成人教育
4 高令者教育	5 家庭教育	6 政治教育
7 健康教育	8 芸術・文化活動	9 同和教育
10 広報活動	11 視聴覚教育	12 読書活動
13 学級・講座	14 年中行事	

**5. 原稿記述枚数と関連写真**

- (1) 同封の指定用紙を使用し10枚以上12枚以内にまとめしてください。(各公民館に配布済)
- (2) 施設・活動等の様子を示す関連写真(白黒・カラー写真・サイズなど自由です。)を2枚以上5枚以内を必ず添付してください。

**6. 原稿執筆担当者**

- (1) 原稿提出依頼は市町村公民館長あてに発しますが、実際の原稿執筆担当者、または担当チームは、それぞれ、原稿末尾に氏名・職名等を記入してください。

**7. 原稿受付期限**

昭和54年12月末日を厳守してください。

**8. 原稿受付先**

〒951 新潟市川端町2-9

県林業会館内

新潟県公民館連合会

「公民館活動実践記録集」刊行係

**9. 「実践記録集」の発行と販布**

- (1) 昭和54年度中に発行します。
- (2) 昭和55年度中に販布します。
- (3) 県内市町村公民館に約1,000部を割り当て販布するほか、全公連または出版社とタイアップして全国の公民館へも販布します。

**10. 特典**

「記録集」発行後、実践記録優秀作審査委員会を構成し、記録集掲載稿のほか、新潟県公民館月報に掲載の「実践記録シリーズ」のなかから若干編の優秀作を選び表彰します。

昭和55年度

## 第21回関公連大会 兼 第30回県公連大会 開催会場地 新発田市に決定。

期日 昭和55年8月29日(金)・30日(土)

多数の参加で大会を成功させました

# 社会教育法の一部改正について

柏崎市中央公民館 事務長 德間助夫

11月13、14日岐阜市で開かれた全国公民館研究集会で、社教法改正に関する討議が行なわれた。その基調発表者として出席した徳間助夫氏のレポート要旨を紹介する。

これからの公民館については、すでに全公連第1次専門委員会の報告書「公民館のあるべき姿と今日的指標」をはじめ、第2次専門委員会の「都市化に対応する公民館のあり方」、そして社会教育審議会の答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」に示されており、これを具現していくことこそ現場職員の役割りであると考えている。

しかし、これを具現していくためには社会教育法をはじめ公民館をめぐる制度の改正を要する点も多い。このことについては全公連第2次専門委員会の「公民館をめぐる制度改正の具体案」がすでにあり、この中からぜひ早急に改正を要すると考える三点について以下記してみたい。

## 1. 公民館主事を置くことと、専門職制を確立すること。

「公民館のあるべき姿」では、これから公民館の中核的役割りとして「学習と創造」をあげ、また第2次専門委員会はその報告書で、「社会教育機関・生涯教育機関としての公民館」の性格、役割りを強調している。

これからの公民館が教育機関としての機能を發揮し、その役割りを果たすためには、まず施設の特性と役割りにみあう専門職員を確保することが必須の条件であり、専門職員のいない公民館は、その存立意義をまとうすることができない。

社会教育法第27条は「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」となっているが、公民館主事を置くことと、専門職制確立することこそ、これから公民館振興の第一条件である。

## 2. 公民館の専称規定を設け、具備すべき要件等を定めること。

現在、公民館は全国の市町村に設置され、施設、設備の充実は昨今めざましいものがある。しかし反面、いわゆる看板公民館、青空公民館といわれるものも多く、施設面においても、対象区域についても格差の大きいことが大きな問題点となっている。

このことは現在の「公民館の設置、運営に関する基準」が省令ではなく、告示の形式をとっているところに

問題があるのであって、告示は行政命令あるいは行政規則ともいわれ、ほんらい行政組織の内部規則の性格をもつもので、行政措置の公示の形式とみなされ、基準とはいえない基準性をもちえない基準であったことにもよるものである。

これからの公民館が社会教育機関としての実体を形成するためには、公民館の専称規定を設け、具備すべき要件等を定めることが、これから公民館振興の第二の条件である。

## 3. 公民館の事業、役割りを明確にすること。

これからの公民館が、社会教育の実施機関、地域における生涯教育機関としての性格と役割りを具現するのは事業である。

公民館の事業については社会教育法第22条に例示されているが、これから公民館の事業規定としては不充分であるので、第2次専門委員会の報告書で「新しい公民館の事業」としてとり上げている項目を内容とするものに改正する必要がある。

また法第5条によって、教育委員会が直接、社会教育の事業を実施することが認められているため、混乱や誤解を生じている向きもあるので、社会教育の行政機関としての教育委員会と、社会教育の実施機関としての公民館の、それぞれの役割りを明確にするよう法改正をする必要がある。このことは社会教育審議会の答申にともなう文部省社会教育局長通知でも「教育委員会は施設を通じて社会教育事業を行なうことを原則とし、直接住民を対象とする社会教育事業を行なうことは、できるかぎり抑制すること。」としている。

「公民館を義務設置に」、「職員の待遇を学校職員なみに」、「一部改正でなく公民館法の制定を」。そして「全公連は、文部省は……」。随分昔から大会や研究集会のたびに呼ばれてきた言葉である。

しかし、これらのことが一気に実現するほど公民館をめぐる客情勢は甘くはない。このことは誰よりもわれわれ公民館人がもっともよく知っていることである。

われわれにとって現在、一番大切なことは一体何なのであろうか。

それは新しい公民館をめざして、毎日の公民館の運営と実践をとおして着実な実績を積みかね、住民そして国民の公民館に対する理解と信頼を得ることではないだろうか。社会教育の主体者は住民そして国民なのである。そのための法改正でなければならない。

短歌紀行 (1)

## 日ソ沿岸市長会議

石井耕一  
出發 (昭和五十四年十月四日)

新潟を出て四十分海を走る海上に見えたのは奥尻島か  
行けど行けどだわが轟影一つなり眼下に暮色のシベリア大陸  
耕し土木に至る國原生林の中にボツンと都市のある国  
タラップを降りしわらを歓迎の山長一行と手をまるに生徒り  
ロビーにて日本語交す一団はシリクロードの旅の終りとか  
國策が幼稚園にも富あり労働者の國農民の國  
小中高一校舎なり城上階は小一敷設ある鍛える  
そのままに街頭に出でおかしくなしハバロフスク市のファンション  
ショー<sup>ウラン・ウデ市役所前の大塔なるレーピン像前記念撮影</sup>  
岩盤の母戀いつ合掌すコスモス咲ける日本人墓地  
ウラン・ウデ市役所前の大塔なるレーピン像前記念撮影  
ユーニティの中心施設公民館ソ連の市長理解したるや  
ことひとく尊敬する人われらまた尊敬しつ擁護交換  
大なる國の小さな事物の國は品種改良の必要をなか  
共和国の首都も市長もわれわれと同じ顔なり親しげひとじお  
トロイカとカチーシャの頭それぞれにくにの昌葉で腕組み団  
生木を被むる注意無視せしが酒田市長の悔ばし貴いぬ  
バチニさん便利屋さんと見えたり諧謔もわかる二人の通訳  
動物植物の住居など四十五ヘクタールの大博物館









あの頃のこと

トントキクラブ  
(2)

古漢  
口弘雄

(2)

は、行政の仕事、公民館の仕事、子供会の仕事、ユースホステルの仕事、どれが本職だか判らぬ位、まくやつてきたよまだ。もつとも三十才台の若さもあつた。その頃から総合社会教育の一つの型を、身をもって実践してきました。……などと自己勝手な言い訳もおして貢つておへ。以上のよくな意図だけなら、誠に絆詠な語であるが……。議会開会の前夜、青年の集りに油がのり過ぎて散会が朝の二時、議論の印刷（カリ版）が間に合わず翌朝集つた議員諸公に、昨夜の事情を話して、開会を一時開延してもらって、やつと予算書を作つて提案した苦い経験もある。今なら責任問題どころか、ちょっと考えられない……。まあ時代でもあった。

エキサイターランプの購入費や、カリキュラムの経費が、予算書にのつても、新時代の議員諸公が、そのコトバが判らなくなる。當時しては、議員の活動にかかわるミックスして、しかも、うすらうまくやつてきたよまだ。もつとも三十才台の若さもあつた。それは私の村でも同じであつた。

トントキ館長時代

公民館の形態が一応整ひ、ここを中心として社会教育活動が展開されて十年。社会教育そのものを見直す時代がきた。公民館即社会教育でもなく、社会教育は公民館オンリーではなくなつた。

制度の上でも、また社会教育の広い分野の中で公民館の果す役割りが承認され、社会教育主導の設置が叫はれてきた。昭和三十六年、町村合併の波が、自治体の型を大きく転換させ、教育委員会の機関もそのスケールをかえてきた。

助役兼公民館長のわが輩も、わざまま一杯の助役をタビになり、社会教育課長を兼ねた公民館長に左遷。された。しかし、これこそが本至で、おなじと換算の多い水槽で、ウロウロ、アップアップ

子どもも会を子ども自身の手で計画し、運営し、記録し、そして次の年代へ継承し、また、子ども自身がリーダーとしての自覚と、責任感を養うことをねらいとしています。

文章は、小学5年生を対象とし、むずかしい漢字にはふりがなをつけ、活字も大きく読みやすく、そして全頁にイラストを入れ、子どもたちが理解しやすいようになっています。

編集集／全国青少年育成協議会  
スタッフ／吉田 稔・広井 好男  
山下 誠・成田アキラ  
B6判 96頁 表紙／カラー4色  
本文色刷（全頁にイラスト入り）  
価格／480円（~~160円~~）  
特価／300円（50冊以上）

子ども会リーダー手帳

移された様な感覚と漠然とした感じ  
じたじとは、事実である。  
責任感などおだてられ、自分も  
その気になっていた時代である。  
田舎町で、転用であっても独立の  
公民館入り、職員不名あるのが  
たかった。

名粗魯急躁団」その一例を記載する  
てみよう。

者連中はさんざんが冷かされて退散し、たオシマジ。一例、一時、あなたからも相撲部教育華やかなもの頃。しかも自作スライドはさうのあの風景が全国優勝秀作品に輝いた余裕をもって、フィルムフォーマムや、習作の事前準備のため、ライブブリーフからの選んでできた何本かを、暇さえあれば試して吸い終ったタバコの火を、そのまま熱かったことなく、手の甲でネジリ消した。彼もまた、何やつ手消した奴もそいかしげが、消された方も消された方、何やつ手田にされるので、ヤオロ口をスクリーンから手の甲に移したら、火があるのだ、はじめて「熱く」

内容・教育基本法・  
社会教育法・社会教育  
施行令・公民館運営設  
置基準・通達「公民館

申込みは県公連事務局へ

あとがき

703

一公民館活動興味國文録本を刊行するため、全市町村公民館に原稿依頼状を発しました。本紙の『美談記録シリーズ』等を参考にするつてご心事を願っています。十二月末の原稿〆切後、ただちに編集作業に入り、年度末迄行こをつけたいと思ひます。

本